

推薦調書（実装部門）

表彰区分	指定都市・中核市・施行時特例市等	推薦都道府県	大分県
地方公共団体名	大分市		
取組名称	大分都市広域圏内での、公共施設の相互利用の促進		
連携自治体、企業、団体等	大分市・別府市・臼杵市・津久見市・竹田市・豊後大野市・由布市・日出町 （大分都市広域圏の構成自治体全 7 市 1 町）		
デジタルを活用した取組の概要 （デジタルを活用した取組の全体概要と解決する個別課題の具体的内容）	（種類）	②	（左記が①の場合 の分野） —
	【デジタルを活用した取組の全体概要】 ○ 大分都市広域圏（以下「圏域」という。）内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図るため、インターネットから、圏域内の公共施設の予約案内ができる「おおいた公共施設案内・予約システム」の共同運用を行う取組。 【実施に至る経緯・動機】 ○ 国が提唱する「連携中枢都市圏構想」の趣旨に沿い、平成 28 年 3 月に「大分都市広域圏」の圏域を形成するとともに、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に向けた取組を実施するため、31 の基本連携項目について協定を締結した。 この基本連携項目の 1 つとして、「公共施設の相互利用の促進」を掲げており、「おおいた公共施設案内・予約システム」の共同運用に至った。 【解決する課題の具体的内容】 ○ 圏域は、大分市を中心とする生活圏でもあり、圏域内で通勤・通学を行っている住民は少なくなく、サークル等の住民活動も複数の自治体の住民が参加して行われるものがあるが、その活動場所の確保が難しい。 ○ 多くの自治体では少子高齢化、人口減少により、税収の減収が見込まれているとともに、これまで整備してきた道路等のインフラ施設及び公共施設の老朽化に伴う改修の時期を迎えており、各自治体の財政状況はひっ迫している状況にある。 ○ 既に大分市、臼杵市、豊後大野市はインターネットから公共施設の予約ができるシステムの運用を行っていたが、他の圏域内の自治体は、窓口や電話での受付を行っていた。 ○ スマートフォンの急速な普及により、誰もが気軽にインターネットを利用するネット社会が到来し、SNS やネット通販など、生活の中でインターネットが欠かせない環境となっている。		

デジタルを活用した取組による成果（成果がわかるデータ・数値）	○ 主要な施設の利用者数（単位：人）					
	施設分類	H28	H29	H30	R1	R2
	体育施設	2,567,857	2,529,737	2,644,931	2,479,524	2,273,398
	対前年	---	-38,120	115,194	-165,407	-206,126
	文化施設	3,565,888	3,492,500	3,532,046	3,238,284	2,273,398
	対前年	---	-73,388	39,546	-293,762	-964,886
※主要な施設として、各自治体が対象施設を定め、その施設の利用者数を圏域で総計したもの ※R1・R2の利用者数の減は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるもの ○ 相互利用を行う公共施設数（令和4年4月1日時点） 大分市：41 別府市：36 臼杵市：12 津久見市：4 竹田市：11 豊後大野市：29 由布市：10 日出町：13 ※平成30年12月に、地方自治法第244条の3に基づき、各自治体の議会の議決を頂いた施設数（大分市はその後2施設を圏域の議会の議決を経て追加した）						
本取組の特徴的な点やデジタルの活用において工夫した点	○ 公共施設の相互利用					
	圏域内の156の施設を圏域内の住民であれば利用でき、圏域内のほとんどの施設の空き状況について、インターネットから同一サイトにて確認することができることから、施設の稼働率の向上につながる。 ○ 「おおいた公共施設案内・予約システム」の共同運用 「おおいた公共施設案内・予約システム」の調達については圏域の中心市である大分市が行い、保守管理に係る費用について圏域内の自治体で負担を行うことにより、小規模自治体の業務負担及び費用負担の軽減を図るとともに、大分市ではスケールメリットを活かした質の高いサービスを提供し続けることができる。 ○ 圏域内のデジタル化の推進 圏域内の行政事務において、「おおいた公共施設案内・予約システム」の共同運用を行ったことで、圏域内での行政事務について、共同で行っていく機運の醸成につながった。コロナ禍のデジタル化の波も受け、圏域にあらたな専門部会「デジタル部会」を発足し、様々な行政手続きのデジタル化について調査研究していくこととしている。					
今後の展望	○ 令和4年4月： 公共施設の相互利用促進に関する作業部会を開催（システムの更新に向け、オンライン決済の導入やオンラインでの本人確認機能の協議）					
	○ 令和4年11月： 圏域内の首長が集まる「大分都市広域圏推進会議」にて、システムの更新内容について報告					
	○ 令和5年7月： システム調達にかかる入札公告を開始					
	○ 令和6年12月： 新たなシステムの共同運用開始					

「大分都市広域圏内での、公共施設の相互利用の促進」概要図

■ 大分都市広域圏における取組

新たな広域行政の枠組みとして、大分市を含む7市1町（別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町）で形成された「連携中核都市圏構想」に基づく「大分都市広域圏（H28.3.29に連携協約を締結。）」の連携項目の1つに「公共施設の相互利用の促進」を掲げ、**平成28年度より7市1町間で協議を重ねてきたところである。**

住民サービス分野
⇒圏域全体の生活関連機能サービスの向上

基本連携項目
⇒公共施設の相互利用の促進

取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

①公共施設の相互利用

圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、**圏域内の住民の利便性向上、各施設の稼働率向上**などにつなげる。

②公共施設案内・予約システムの共同利用

公共施設の相互利用を促進させる手法として公共施設案内・予約システムの共同利用について協議を行っている。（H31.3稼働予定）

■ 議決について

本議案は大分都市広域圏における7市1町間での協議内容をふまえ、本市の公の施設の一部を7市町の住民の利用に供させるとともに、7市町の公の施設の一部を本市の住民の利用に供させるための**地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について議会の議決を求めるものである。**

▼協議内容▼

1. 公の施設の名称及び所在地
⇒体育施設、文化施設等において各自治体間で相互利用対象とする施設
2. 利用に供させる方法（供する方法）
⇒公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる ※使用料含む
3. 経費の負担
⇒公の施設を設置する自治体が負担（例：運営維持管理経費）

施設の相互利用イメージ



市内在住者



（利用施設）



相互利用対象地域
在住者

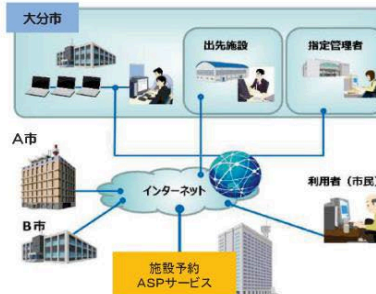


市外在住者

法的に公共施設を利用できる**権利を有する**形となる。

原則、公共施設を当然に利用する**権利を有しない**が、利用を妨げる特段の理由がない場合は、利用を許可している。

■ おおいた公共施設案内・予約システム



新たな公共施設案内・予約システムの導入に向けた取り組みを進め、**平成31年度**からの供用を開始した。

「テニスをしたいけど、大分市の施設は空いていないみたい。。。他市町の施設は空いていないかな？」



・各市町の施設毎に料金や予約受付期間が設定可能
※現状の運用形態に即した形でシステム設定ができます。